

地方衛生研究所における 健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン

2023年3月31日 初版

2023年6月27日 改定

厚生労働省 健康局健康課 地域保健室

目次

I. はじめに	4
1. 地方衛生研究所の機能強化	4
2. 健康危機対処計画とは	5
1) 健康危機対処計画の位置付け等	5
2) 健康危機対処計画の見直し等について	6
II. 平時における準備	7
1. 有事を想定した地方衛生研究所の所内体制づくり	7
1) 有事における地方衛生研究所長の役割	7
2) 有事体制への移行	8
2. 関係機関との連携	8
1) 都道府県及び市町村・保健所との連携及び地方衛生研究所間の連携	8
2) 国立感染症研究所等の国立試験研究機関等との連携	9
3) 民間検査機関等との連携	9
3. 人材の確保・育成	10
1) 人員の確保	10
① 平時からの地方衛生研究所職員の計画的な人員配置	10
② 有事の際、地方衛生研究所職員の増員が困難な場合の対応	10
2) 人材の育成	10
① 平時からの地方衛生研究所職員の計画的な人材育成	10
② 実践型訓練の実施	11
③ 国立試験研究機関等の研修への参加	11
4. 検査実施体制の確保等	11
1) 検査実施体制	11
2) 検査マニュアル等の整備	11
3) 検査機器等の整備	12
4) 検査試薬等の備蓄	12
5) 検体搬送の仕組み等の整備	12

5. 情報の収集と提供	12
1) サーベイランス	13
2) リスクコミュニケーション	13
6. 調査研究の推進	13
1) 地方衛生研究所等のネットワークを活用した調査研究	13
2) 疫学研究	13
Ⅲ. 発生段階に応じた取組、体制	14
1. 発生段階における地方衛生研究所の役割	14
2. 発生段階に対する評価と体制	15
1) 海外や国内で新たな感染症等が発生した場合	15
① 本部（本庁や地方衛生研究所）機能に関する事項	15
② 関係機関との連携・協議に関する事項	15
③ 感染症対応に関する事項	15
④ 業務継続に関する事項	16
2) 流行初期（発生の公表から1ヶ月間）	16
① 本部（本庁や地方衛生研究所）機能に関する事項	17
② 関係機関との連携・協議に関する事項	17
③ 感染症対応に関する事項	17
④ 業務継続に関する事項	18
3) 流行初期以降	18
① 本部（本庁や地方衛生研究所）機能に関する事項	18
② 関係機関との連携・協議に関する事項	18
③ 感染症対応に関する事項	19
④ 業務継続に関する事項	20
4) 感染が収まった時期	20
① 本部（本庁や地方衛生研究所）機能に関する事項	20
② 関係機関との連携・協議に関する事項	20
③ 感染症対応に関する事項	20
④ 業務継続に関する事項	21
Ⅳ. 感染防御策、業務継続計画の作成	21
1. 感染防御策に関する事項	21
1) 感染症及びその予防策に関する周知・徹底	22
① 感染症の基礎情報、最新情報	22
② 手指衛生、マスク着用、外出の自粛、所内の清掃や消毒等の感染予防策	22
③ 職員の健康状態の確認	22
④ ワクチンの接種に関する情報	22

2. 業務継続計画の作成	22
1) 地方衛生研究所が受ける影響の想定	22
2) 地方衛生研究所の平時の業務を円滑に実施するための方策の検討	23
3. 業務継続計画の周知・徹底	23
1) 業務継続計画の周知・徹底	23
2) 関係機関との連絡調整	23
V. 感染症危機発生後の対応	24
1. 事後評価に関する事項	24
参考：発生段階に応じた対応	25

I. はじめに

1. 地方衛生研究所の機能強化

地方衛生研究所については、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 4 条に基づく「地域保健に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号）（以下、「地域保健法に基づく基本指針」という。）において、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関とされ、「地方衛生研究所の機能強化について」（平成 9 年 3 月 14 日付け厚生省発健政第 26 号厚生事務次官通知）において、設置要綱が示され、これまで、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、関係行政機関等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行ってきたところである。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）により、地域保健法が改正され、保健所を設置する地方公共団体（以下、「保健所設置自治体」という。）は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの等の業務を行うため、地方衛生研究所の体制整備を含めた必要な体制の整備、他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講ずるものとされた。（令和 5 年 4 月 1 日施行）

地域保健法に基づく基本指針においても、地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査等についての基本的な考え方、これらの業務を実施するための体制整備のあり方、これらの業務の主たる役割を担う地方衛生研究所の機能強化のあり方などが示された。（令和 5 年 4 月 1 日適用）

また、これらを踏まえ、「地方衛生研究所等の整備における留意事項」（令和 5 年 3 月 29 日付け健発 0329 第 10 号厚生労働省健康局長通知）において、地方衛生研究所の体制整備・連携確保のあり方や運営に係る留意事項等が示された。

さらに、今般、「国立健康危機管理研究機構法」（令和 5 年法律第 46 号）及び「国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和 5 年法律第 47 号）により、地域保健法第 26 条に規定する地域における専門的な調査研究・試験検査等の業務を行う機関を「地方衛生研究所等」と定義づけた上で、国立健康危機管理研究機構（以下、「機構」という。）と地方衛生研究所等との連携を強化し、全国の検査・サーベイランス体制の強化や地方衛生研究所等の職員の資質向上等を図るため、機構の業務として、国際的な知見や全国的な感染状況等の提供や、地方衛生研究所等の職員に対する検査技術の向上を図るための研修や技術支援等を行うこととするとともに、地方衛生研究所等に対し、機構が実施する検査結果や感染情報などの情報収集への協力義務や、機構が実施する研修等を職員に受講させる努力義務を課すこととされたところである。（令和 5 年 6 月 7 日から 3 年を超えない範囲で政令で定める日施行）

これらに基づき、保健所設置自治体等においては、地方衛生研究所の機能強化が図られるよう必要な体制整備等が求められている。

2. 健康危機対処計画とは

1) 健康危機対処計画の位置付け等

① 地域保健法に基づく基本指針における記載について

地域保健法に基づく基本指針において、「地方衛生研究所は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること」とされた。

② 健康危機対処計画と感染症法に基づく予防計画との関係性について

健康危機にしっかりと対応できる地方衛生研究所体制を構築するためには、保健所設置自治体の本庁（以下、単に「本庁」という。）において、地方衛生研究所の実情を踏まえた計画的な人員体制や施設・設備の整備等のための人と予算の確保を行うとともに、地方衛生研究所において、有事の際に即時に対応できる体制の整備が必要である。

これらを担保するため、新型コロナウイルス感染症対応の実績等を参考に、本庁においては、地方衛生研究所における実態を踏まえた人員体制や施設・設備の整備等を内容とする予防計画を定めることとし、地方衛生研究所においては、感染症危機発生時に速やかな有事体制の移行（発生段階に応じた増員、受援体制等）や業務の絞り込み等を内容とする健康危機対処計画を策定することとする。

健康危機対処計画を策定するに当たり、地方衛生研究所では、

- ・ 感染症法に基づく予防計画で定めることとなる検査の実施体制・検査能力の向上の項目やこれに関連する数値目標と整合性を確保すること
- ・ 感染症法に基づく都道府県連携協議会での予防計画策定等の議論に積極的に関与すること
- ・ 地域の関係機関と連携することが必要である。

また、本庁と地方衛生研究所が密にコミュニケーションを取りながら、新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、実態に即して健康危機対処計画を策定するとともに、人員や予算がしっかりと担保されるよう調整を行う必要がある。

なお、今回策定する健康危機対処計画は、新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえて策定するものであることから、感染症危機対応に関して定めるものであり、既存の計画やマニュアル等の見直しによりそれを健康危機対処計画として位

置付けても差し支えない。

2) 健康危機対処計画の見直し等について

地方衛生研究所は、本ガイドラインを参考としながら、地域の実情を踏まえ、健康危機対処計画を策定するとともに、平時から感染症危機に備えた体制整備等を行い、有事には感染症の発生のまん延の防止を図るものとする。また、健康危機対処計画は、今後の感染症危機の対応も踏まえながら、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

なお、本ガイドラインは、感染症以外の健康危機（災害、大気汚染や食中毒など）対応にも通じるものであることから、感染症以外の健康危機にも対応するため、既存の計画やマニュアル等を点検し見直しを行うとともに、有事の際の体制や施設・設備の整備、物品の備蓄確認等必要な対応を行うことが望ましい。

また、地方衛生研究所の機能を有する保健所等についても、健康危機対処計画を策定することが望ましい。

II. 平時における準備

次の感染症危機に備え、地方衛生研究所は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな感染症に係る知見の収集、国立感染症研究所への地域の状況等の情報提供、地域の変異株の状況の分析及び本庁や保健所等への情報提供、民間の検査機関等における検査等に対する技術支援等の実施などを通じサーベイランス機能を発揮することが求められる。

地方衛生研究所においては、これらの役割を果たせるよう、新型コロナウイルス感染症の対応により生じた課題や感染症法に基づく予防計画で定める数値目標等を踏まえながら、体制整備や人材育成、関係機関の連携強化等を平時から計画的に図る必要がある。

1. 有事を想定した地方衛生研究所の所内体制づくり

次の感染症危機に備え、平時から地方衛生研究所の所内（以下、単に「所内」という。）で有事体制と併せ、指揮命令システムの構築を検討しておくことが重要である。

基本的には、地方衛生研究所長が所内の危機管理責任者として、後述の役割を果たすことが想定されるが、事態が長期化する可能性も見据え、実情に応じて、所長とは別に危機管理責任者を置き、所長に代わり対応することもあり得る。その場合は、所長と緊密に連携を図ることが重要である。

また、有事を想定した所内体制については、本庁や保健所等の関係機関とも共有しつつ、役割の確認を行うことが重要である。

1) 有事における地方衛生研究所長の役割

地方衛生研究所長については、感染症対応における科学的かつ技術的に中核となる機関の長であり、所内において感染症危機管理の総括に努めるとともに対応方針を決定する役割を担う。

このため、有事体制の検討に当たっては、地方衛生研究所長の有事における役割についても平時から整理することが重要である。

【有事における地方衛生研究所長の役割の例】

- ・ 国立感染症研究所や本庁、保健所等の関係機関との所長レベルで調整が必要な事項の対応
- ・ 所内の全体の対応方針決定
- ・ 所内の人員確保の必要が生じた場合の本庁等への応援派遣要請
- ・ 科学的かつ技術的な情報に関するマスコミ対応 等

また、地方衛生研究所長には、平時から国立感染症研究所や本庁、保健所、民間検査

機関等（大学や病院等を含む。）の関係機関の長と連携を構築することが求められ、所内の有事体制についても業務や担当ごとに責任者を置き責任の所在を明確にするとともに、所長が不在の場合も想定し、所長に代わり役割を果たす者をあらかじめ定めておくことが求められる。

2) 有事体制への移行

有事において、地方衛生研究所長（別に「所内の危機管理責任者」を設置する場合は当該者。以下同じ。）には、感染症危機の判断基準に応じて、速やかに所内の体制を有事体制へ切替え、指揮命令系統を確定することが求められる。

このため、地方衛生研究所長が情報を迅速に伝達する体制、地方衛生研究所長に必要な情報が集約される体制を構築するため、指揮命令系統を平時から整備することが必要である。併せて、感染症危機時に開催される会議を整理し、所内だけでなく本庁や保健所、関係機関との連絡体制についても整備することが必要である。

2. 関係機関との連携

感染症危機の発生時の円滑な連携を確保するために、平時から関係機関との連携を構築することが重要である。このため、地方衛生研究所は、関係機関との連携を構築するに当たり、感染症法に基づく都道府県連携協議会等を活用し、本庁や保健所、他の地方衛生研究所、国立感染症研究所、民間検査機関等と意見交換や必要な調整等を通じて、連携を強化する必要がある。また、感染症危機の発生時の役割分担についてあらかじめ認識を共有する必要がある。

1) 都道府県及び市町村・保健所との連携及び地方衛生研究所間の連携

感染症危機が発生した際、地方衛生研究所は、都道府県及び市町村並びに保健所と連携を図りながら、情報収集や原因究明等に当たる必要がある。

このため、感染症に関する情報が迅速に都道府県域内に伝達される体制を構築する必要があり、地方衛生研究所を有しない保健所設置自治体等で感染症危機が発生した場合であっても、近隣の地方衛生研究所を有する保健所設置自治体や地方衛生研究所との連携を確実に確保するなど、速やかに検査を実施できる体制を構築することが必要である。

また、感染症危機は広域で発生し得るものであり、それぞれの保健所設置自治体や地方衛生研究所のみでは対応が困難な場合もあることから、保健所設置自治体間や地方衛生研究所間における平時からの連携も重要である。

こうした体制を構築するため、広域の地方公共団体たる都道府県は、都道府県内の状況を把握し、都道府県内の保健所設置自治体間や地方衛生研究所間の連携の確保について主導的な役割を果たす必要があることから、感染症法に基づく都道府県連携協

議会等の仕組みを有効に活用して、平時から連携の構築を図ることが必要である。

都道府県における地方衛生研究所においても、都道府県内の他の地方衛生研究所や保健所等を取りまとめ、情報収集や共同研究、合同研修の実施などを行い、有事の際には、地域の感染状況を都道府県や国立感染症研究所に報告することが必要である。

【平時から有事に備え調整等が必要な事項の例】

- ・ 都道府県域内における検査体制整備
- ・ 地方衛生研究所で実施可能な検査項目、検査実施件数の把握
- ・ 検体搬送の仕組みの整備
- ・ 検査試薬等の備蓄
- ・ 複数の地方衛生研究所等の管轄区域にまたがる検査対応についての指揮命令系統、検査に係る費用及び役割分担
- ・ 感染拡大期に病原体のゲノム解析（以下、「ゲノム解析」という。）を実施するために必要な検体確保
- ・ 都道府県域内における情報共有や共同研究、人材育成 等

2) 国立感染症研究所等の国立試験研究機関等との連携

地方衛生研究所は、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院等（以下、「国立感染症研究所等」という。）の国立試験研究機関等（以下、単に「国立試験研究機関等」という。）による科学的知見の収集、整理、分析や病原体の収集、検査方法や試薬の開発の業務について自らが有する情報を積極的に提供するなどして協力するとともに、国立試験研究機関等が実施する検査担当者向けの研修を活用した人材育成の実施や外部精度管理を活用して自らの業務の質の向上に努めるなど、国立試験研究機関等との連携を強化し、全国的な検査体制やサーベイランス機能の強化に寄与するとともに、地方衛生研究所の業務の質の向上に努める必要がある。

【平時から有事に備え調整等が必要な事項の例】

- ・ サーベイランス（患者報告及び病原体サーベイランス等）の適切な実施とリスク評価
- ・ 国立試験研究機関等が実施する研修への参加計画や外部精度管理
- ・ 研修終了者の適切な配置計画 等

3) 民間検査機関等との連携

広域的な感染症のまん延の際、地方衛生研究所の行政検査だけでは対応しきれず、民間検査機関等への検査依頼を行うことが想定されるため、都道府県が主導し平時から民間検査機関等と必要事項を整備した協定の締結や業務委託などの対応が必要である。

その上で、地方衛生研究所は、平時から民間検査機関等との関係を構築することが望ましい。

【平時から有事に備え調整等が必要な事項の例】

- ・ 民間検査機関等に対する技術指導
- ・ ゲノム解析実施時の連携体制 等

この他、保健所設置自治体は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等といった地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関との連携を図ることが必要であるが、地方衛生研究所についても連携を図ることが望ましい。

3. 人材の確保・育成

1) 人員の確保

① 平時からの地方衛生研究所職員の計画的な人員配置

感染症法に基づく予防計画で定める数値目標に基づき、有事の際に速やかに必要な検査体制に移行できるよう、本庁と連携して平時から人員配置を計画的に行う必要がある。

なお、職員の配置については、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材等を含め検討することが重要である。また、適切な人員の配置に当たっては、職員の人材育成も踏まえつつ、本庁に必要な人員や必要となる理由、背景についてあらかじめ情報提供を行い、調整に努めることが重要である。

② 有事の際、地方衛生研究所職員の増員が困難な場合の対応

有事において、地方衛生研究所職員だけでは対応できない場合、本庁や保健所も同様にひっ迫することが想定されるため、平時から本庁や保健所からの応援派遣だけでなく、自治体設置の公的検査機関等、民間検査機関等についても人員を把握の上、有事の際に協力してもらいネットワークづくりや協定を締結するなどの対応を検討することが重要である。

なお、協定の締結に当たっては都道府県と調整の上、都道府県において実施することを原則とする。

2) 人材の育成

① 平時からの地方衛生研究所職員の計画的な人材育成

計画的な人員配置に加え、計画的に地方衛生研究所職員の人材育成を行うこと

が重要である。人材育成については、試験検査、調査研究等の核となる技術職員の育成の他、本庁や保健所等の関係機関との調整対応が可能な事務職等の職員も平時から育成することが重要である。

② 実践型訓練の実施

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、今後も同様のパンデミックが起り得ることを想定し、平時から円滑に有事体制に移行し検査が実施できるよう実践型訓練を定期的実施する必要がある。

実践型訓練については、本部機能の立ち上げから検査終了までの一連の流れを通し、本庁や保健所、関係機関と連携しながら複数の感染想定のもとに実施することが必要であり、その際、検体の採り方や搬送体制、各担当連絡窓口等を確認しておくことが必要である。

③ 国立試験研究機関等の研修への参加

国立試験研究機関等では、感染症の検査診断技術及び知識の習得等を目的とした様々な研修を実施している。地方衛生研究所は、これらの研修に、計画的に職員を参加させることが必要である。

なお、地方衛生研究所職員が、研修受講後に、内容を所内で横展開できるよう、必要に応じて本庁とも調整しながら、研修会や職員配置の工夫を実施することが重要である。

4. 検査実施体制の確保等

有事の際、速やかに必要な検査体制に移行できるよう、以下の項目について平時から整備し、確保しておくことが望ましい。

1) 検査実施体制

感染症法に基づく予防計画で定める数値目標を踏まえ、これに係る必要な人員を計算し、所内応援体制も含め必要な検査人員体制の確保に関する計画を立てることが必要である。

流行初期については、迅速に検査体制を立ち上げ、感染拡大期においては、ゲノム解析を実施することが求められる。また、感染拡大期にゲノム解析を実施するために必要な検体確保については、あらかじめ本庁や保健所等に必要検体数等を伝えるなど調整し、必要な検体数の確保に努めることが重要である。

2) 検査マニュアル等の整備

感染症の病原体について、地方衛生研究所の施設・設備で対応可能な分析の標準手法

についてマニュアルを整備することが必要である。また、検体採取を行うに当たり採取者の現場での安全性の確保、検体の種類ごとの採取量・保管方法等に関する事項を記載した検体採取マニュアルを事前に準備することが重要である。検体採取及び検査を実施した場合の報告についても、必要事項が遺漏・遅延なく報告されるようあらかじめ報告様式についても検討し、定めておくことが望ましい。

3) 検査機器等の整備

平時から有事に備え、感染症法に基づく予防計画で定める数値目標と整合する形で検査機器を整備することが必要である。検査機器の整備に当たっては、周辺の機器も含めリストアップし、平時からのメンテナンスと老朽化した機器の更新等の対応を計画的に行うことが重要である。

4) 検査試薬等の備蓄

感染症法に基づく予防計画で定める数値目標を踏まえ、平時から必要な物品（試薬、消毒薬等衛生用品、PPE、消耗品など）をリスト化し、本庁と調整の上、備蓄を行うことが必要である。備蓄した物品の入手先について、国内、海外を含めルートを確認しておくことが望ましい。また、備蓄物品に期限があることから定期的なメンテナンスと、実践型訓練で運用するなどローリングストックを計画的に実施することが望ましい。

5) 検体搬送の仕組み等の整備

平時から有事の検体搬送の仕組み及び検体情報の管理について、本庁や保健所と調整の上、整備しておくことが必要である。

検体搬送について、特に発生初期は民間搬送会社では困難である可能性を踏まえ、本庁と密に連携し、本庁が行う調整に積極的に関与・協力することが望ましい。

5. 情報の収集と提供

国内での感染症発生前には予防や流行に関する情報、国内での感染症発生後には発生情報・分析情報・安全性情報等に関する最新の情報を収集・整理し、本庁や保健所等へ提供、地域住民や報道関係者に公表することが求められる。

このため、平時から国立感染症研究所や本庁、保健所等の関係機関と協力し、情報ネットワークの体制を構築する必要がある。情報発信について、本庁と役割分担を確認しておくことが必要である。

なお、感染症事例発生時に情報収集、情報分析及び事例のリスク評価を行う情報系専門人材の育成についても、必要に応じて計画的な人材育成を行うことが望ましい。

1) サーベイランス

平時から感染症発生動向調査事業に基づいたサーベイランスを実施し、有事の際にも適切に対応できるように人員体制等について計画的に準備し、必要な人員についてあらかじめ本庁に情報提供を行うなど、本庁と調整することが必要である。また、ゲノム解析の結果に関してもサーベイランスにより得られる発症日等の疫学データと連動させるなど、変異株の発生動向に関する疫学分析に努め、必要な報告や情報提供を行うことが必要である。

2) リスクコミュニケーション

平時から地域住民、報道関係者が感染症に関する正しい認識を持つよう情報提供するとともに、感染症発生時における広報体制について、事前に本庁と役割を整理する必要がある。

なお、情報発信に当たっては、インターネット等を用いたタイムリーな情報提供に努めるとともに、住民が理解しやすいようなリスクコミュニケーションに努めることが求められる。

6. 調査研究の推進

調査研究は、感染症において、原因検査、予防法、効率的な検査手技の開発等につながることを期待されており、研究活動を通じた新たな知見の収集や、研究結果の公表によりエビデンスを蓄積・共有することが重要である。このため、平時から研究体制を整え、推進することが求められる。地方衛生研究所等のネットワークや国立感染症研究所等のネットワークを活用し、病原体の研究や疫学研究を行うことが重要である。

1) 地方衛生研究所等のネットワークを活用した調査研究

国立感染症研究所等や地域の大学、研究機関等のネットワークを活用し、また、必要に応じて動物性感染症等の検査機関とも連携して、感染症対策に関する調査研究に平時から取り組むことが重要である。

2) 疫学研究

平時から収集されたデータを科学的に分析・吟味することが求められる。疫学情報は感染状況を正しく認識するうえで重要であり、政策に影響を与えることからタイムリーに結果を示すことや、結果を解釈し政策決定者へ助言することが求められる。

Ⅲ. 発生段階に応じた取組、体制

感染症の対応に当たっては、発生段階に応じた適切な体制整備や対応が必要である。

地方衛生研究所では、感染症法に基づく予防計画で定める数値目標に応じた取組を計画的に行うことが求められる。

1. 発生段階における地方衛生研究所の役割

海外や国内で新たな感染症等が発生した場合については、情報の把握に努め、有事体制の切替えに備える。

感染症法に基づく予防計画の考え方を踏まえ、流行初期（感染症法に基づく厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後1ヶ月間）については、国立感染症研究所との連携等により、迅速に検査体制を構築（発生の公表後1ヶ月以内に少なくとも新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大検査能力、検査能力に見合った検査設備（PCR等）を整備（※1））するとともに、この間の検査と情報収集は、原則、地方衛生研究所で対応する。なお、都道府県においては、同時に、民間検査機関等に検査の依頼を行い、民間検査機関等はあらかじめ結んだ協定等に従い準備を進める。

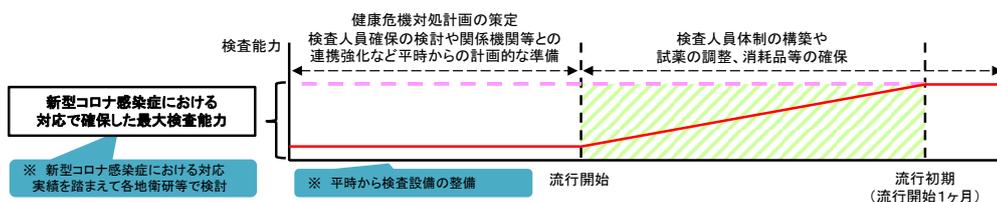
流行初期以降については、流行初期で立ち上げた検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析及び本庁や保健所等への情報提供などを通じサーベイランス機能を強化する。

感染者数が減少し、落ち着いた時期においては、情報収集の継続により、感染の再拡大、変異株の出現、若しくは新たな感染症の発生の早期探知に努める。また、次の感染流行に備えるため、これまでの対策の評価を行うとともに、試薬、試料の調達等の準備を行う。

※1 数値目標における検査の種類は、核酸検出検査（PCR検査等）（※2）とする。実際の感染拡大時には、抗原検査の活用も想定されるが、新型コロナ対応の経験なども踏まえると、抗原検査の実用化には一定の時間が必要となると考えられることから、数値目標における検査の対象としては想定しない。

（※2）新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、薬事承認された試薬を用いる方法のほか、国立感染症研究所が示す方法（それに準じたものとして国が示す方法を含む。）で実施することとする。

<地方衛生研究所等における検査に係る数値目標のイメージ図>



(参考) 新型コロナウイルス感染症対応における地方衛生研究所等の1日当たりの最大PCR検査 全国ベースで約2万件

2. 発生段階に対する評価と体制

発生段階に応じた地方衛生研究所の取組、体制として整理しておくべき事項等については、以下が想定される。地方衛生研究所においては、本記載を参考としながら段階に応じた取組を整理し、状況に応じて迅速に対応することが求められる。

1) 海外や国内で新たな感染症等が発生した場合

情報の把握に努め、迅速に検査体制を構築するために必要な準備を進める。

① 本部（本庁や地方衛生研究所）機能に関する事項

本庁が設置する専門家会議や対策本部等と連携するとともに、地方衛生研究所においても所内に対策本部や対策本部会議等を設置し、有事体制への切替えに備える。

なお、平時から本庁が設置する専門家会議や対策本部等に関する概要（目的・構成員等）や開催基準、地方衛生研究所の役割、地方衛生研究所が設置する対策本部や対策本部会議等に関する概要（目的・構成員等）や開催基準等について整理することが必要である。

② 関係機関との連携・協議に関する事項

関係機関と以下の点を中心に確認や連絡等を行う。

- ・ 検体搬送から検査結果判定、結果の報告まで、関係機関との連絡方法等の再確認の実施
- ・ 医師会等の関係機関との連絡、情報共有の実施
- ・ 要観察者、疑似症患者等が発生した場合に備え、国立感染症研究所や本庁、保健所等の関係機関との連絡体制の確認 等

③ 感染症対応に関する事項

A 検査に関する事項

平時から準備した計画等を改めて確認し、有事への切替えに対応できるよう検査体制の準備を行う。

a 検査体制等

ア 所内体制

物資班（必要物品の管理・調達）や検査班（検査の実施）、情報分析・提供

班（検査結果・疫学情報の分析・提供の実施）、検体搬送班（本庁と調整の上、地方衛生研究所等が検体搬送の実施（発生初期のみを想定）など予防計画で定める数値目標等を踏まえながら分担を考案し、検査体制を準備する。

イ 検査試薬等

プライマー等の検査試料の情報に注視しつつ、試薬や試料、消耗品等について備蓄状況を確認し、必要な数量の確保を行う。

併せてその状況を地方衛生研究所職員及び必要に応じ本庁にも通知して共有する。

ウ 検査実施

医療機関から患者、要観察者及び疑似症患者等の届出・相談がくる場合に備え、手順等を再確認する。

検体の搬送ルートの本庁と再確認する。

エ 検査結果の報告

検査の報告のルートを確認する。

B 情報提供

a ホームページへの掲載

感染症の流行状況（地域別、年齢別等）、ウイルス等の病原体の型別検出情報等を掲載する。住民への情報提供の方法を本庁と再確認する。

b 関係機関への情報提供

情報の把握に努め、本庁や保健所、医療関係者等に最新の情報の提供をタイムリーに行う。

c サーベイランスに関する事項

病原体定点等からの平時の検査を継続し、検査結果を速やかに依頼のあった本庁や保健所へ報告する。有事におけるサーベイランスの流れを再確認する。

④ 業務継続に関する事項

業務継続計画を再確認する。

2) 流行初期（発生の公表から1ヶ月間）

国立感染症研究所との連携等により、迅速に検査体制を構築するとともに、この間

の検査と情報収集は、原則、地方衛生研究所で対応する。都道府県においては、同時に、民間検査機関等に検査の依頼を行い、民間検査機関等はあらかじめ結んだ協定等に従い準備を進める。

① 本部（本庁や地方衛生研究所）機能に関する事項

本庁の専門家会議や対策本部会議等へ参加、地方衛生研究所の対策本部会議等を開催。有事体制への切替えを行う。

② 関係機関との連携・協議に関する事項

本庁の専門家会議や対策本部会議等への参加などを通じ連絡を密にする。

国立感染症研究所、医師会等の関係機関との連絡、情報共有を行う。

管内で患者、要観察者及び疑似症患者等が発生した場合には、特に発生地域を管轄する本庁や保健所、関係機関との連絡を密に行えるよう、保健所長会議への参加等を通じ、保健所との連携を図る。

③ 感染症対応に関する事項

A 検査に関する事項

感染症法に基づく予防計画で定める数値目標を達成できるよう、検査体制を構築し、検査を実施する。

a 検査体制等

迅速に検査体制を構築することとともに、国立感染症研究所との連携等により検査を実施する。

なお、国立感染症研究所のマニュアルにない機器を設置している地方衛生研究所は、地方衛生研究所全国協議会のネットワークを活用し、試薬の最適化の情報を入手し、調整を行った上で検査を実施する。

ア 所内体制

物資班、検査班、情報分析・提供班、検体搬送班等のあらかじめ決めた検査体制で対応する。

イ 検査試薬等

国立感染症研究所で作成されるプライマー、プローブ、陽性コントロール等を受入れる。

検査試薬、PPE 等検査に必要な物品、試料について、必要数及び在庫数を管理し、不足がないよう適切に対応する。

ウ 検査実施

平時の検査は継続する。

検査結果を速やかに依頼のあった本庁及び保健所へ報告する。

エ 検査結果の報告

検査結果の連絡体制の確認と確実な実行が求められ、結果判明後、情報提供班が速やかに依頼された本庁及び保健所へ連絡する。

B. 情報提供

a ホームページへの更新

あらかじめ情報公表の方法に従って、情報を随時更新する。

最新の情報(国内及び管内発生状況、変異型別検出情報等)に随時更新する。

b 関係機関への情報提供

情報の把握に努め、本庁や保健所、医療関係者等に最新の情報の提供をタイムリーに行う。

実施する検査体制の変更等があった場合には、速やかに関係者へ連絡する。

c サーベイランスに関する事項

平時の検査は継続する。

検査結果を速やかに依頼のあった本庁や保健所へ報告する。

④ 業務継続に関する事項

業務継続計画に沿った取組を開始する。

3) 流行初期以降

流行初期で立ち上げた検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析及び本庁や保健所等への情報提供等を通じサーベイランス機能を強化する。

① 本部(本庁や地方衛生研究所)機能に関する事項

本庁の専門家会議や対策本部会議等への参加、地方衛生研究所の対策本部会議等を開催する(感染が拡大した場合、患者の接触歴が追跡できなくなった場合等あらかじめ開催のタイミングを決定しておくことが望ましい)。

② 関係機関との連携・協議に関する事項

本庁の専門家会議や対策本部会議等への参加などにより連絡を密にする。
医師会等の関係機関との連絡、情報共有を行う。

③ 感染症対応に関する事項

A 検査に関する事項

発症者のみならず感染者の濃厚接触者調査のための検査需要が増加し、行政検査だけでは検査需要を満たすことができなくなることが予測されるため、流行初期から本庁と調整の上、民間検査機関等への委託を進めながら、一定規模の検査を地方衛生研究所で継続する。

a 検査体制等

ア 所内体制

物資班、検査班、情報分析・提供班の体制を継続する。ゲノム解析体制を強化する。

イ 検査試薬等

試薬、試料等が枯渇しないよう物資班を中心に、必要数及び在庫数を管理し、調達先と連絡を密にする。

ウ 検査実施

集団発生の状況を把握するために集団発生事例の体制も本庁と協議し、必要な場合に検査を実施する。

ウイルス等の病原体分離培養及びゲノム解析も PCR 検査に対応しながら実施をする。

変異株スクリーニングについては、有用性や検査方法を具体的に勘案し、検討の上、必要な場合に実施する。

エ 検査結果の報告

民間で開発された検査キットの精度の検証を国立感染症研究所と連携して行う。

必要に応じ、精度管理を含め民間検査機関等への技術指導を行う。

B 情報提供

a ホームページ等の更新

情報を随時更新する。検査体制がひっ迫した場合、情報の公開方法を本庁と協議する。

最新の情報（国内及び管内発生状況、変異型別検出情報等）に随時更新する。

b 関係機関への情報提供

情報の把握に努め、本庁や保健所、医療関係者等に最新の情報の提供をタイムリーに行う。

実施するサーベイランス、検査体制の変更等があった場合には、速やかに関係者へ連絡する。

c サーベイランスに関する事項

病原体定点等からの平時の検査は継続する。

サーベイランスシステムを用いて、検査結果を速やかに依頼のあった本庁や保健所へ報告する。

ゲノムサーベイランス体制を強化する。

④ 業務継続に関する事項

縮小する業務等について関係者等へ周知する。

定例的な打合せ会議・研修は当面休止とする。

本庁や保健所担当者と電話・メール等で、相互に業務の確認をする。

業務の負荷が増えることから、デジタル化も含めた効率的な情報交換を考慮する。

4) 感染が収まった時期

情報収集の継続により、感染の再拡大、変異株の出現、若しくは新たな感染症の発生の早期探知に努める。次の感染流行に備えるため、これまでの対策の評価を行うとともに、必要な計画の見直し等を行い、準備を進める。

① 本部（本庁や地方衛生研究所）機能に関する事項

本庁の専門家会議に参加、地方衛生研究所の対策本部会議を開催する（必要に応じ開催）。

② 関係機関との連携・協議に関する事項

対策本部会議等を活用して連絡を密にする。

医師会等の関係機関との連絡、情報共有を行う。

③ 感染症対応に関する事項

A 検査に関する事項

a 検査体制等

ア 所内体制

感染状況を見ながら、班体制を解除し平時の検査体制とする。

イ 検査試薬等

使用した試薬や試料、消耗品の数量、備蓄量を計算し、消費分の補充を行う。

ウ 検査実施

国の施策、通知、指示に伴い、国の方針の下に決定された検査方法や対象者への検査を継続する。

ゲノムサーベイランス（薬剤耐性、変異株の検出）に移行する。

今までの検査結果、ウイルス等の病原体分離状況等をまとめる。ウイルス等の病原体の特徴や病原性、変異性、薬剤耐性等の情報の提供をする。

エ 検査結果の報告

適宜、精度管理を実施する。

B 情報提供

a ホームページ等の更新

ホームページ等の情報について時期等を踏まえ更新する。

b 関係機関への情報提供

実施しているサーベイランス及び検査体制の変更等を関係者へ連絡する。

c サーベイランスに関する事項

病原体定点等からの平時の検査は継続する。

④ 業務継続に関する事項

平時における業務を再開するとともに、人員体制を平時に戻す。

IV. 感染防御策、業務継続計画の作成

1. 感染防御策に関する事項

地方衛生研究所職員が感染症に罹患する事態を想定し、発生した際の体制を構築しておく必要がある。

1) 感染症及びその予防策に関する周知・徹底

職員が感染しないよう十分な予防をすることが重要であり、地方衛生研究所において以下の具体的な準備、対応を行うことが求められる。

① 感染症の基礎情報、最新情報

地域住民に対して疫学情報及び検査情報を迅速かつ適切に提供する。特に緊急性の高いものは随時優先的に提供する。感染症疫学情報担当は、ホームページのアップロード等について、事前に担当の職員間の業務連携を図る。

② 手指衛生、マスク着用、外出の自粛、所内の清掃や消毒等の感染予防策

感染対策レベルを上げることや、基本的な感染対策である手指衛生やマスク着用励行、所内の清掃、アルコール消毒、咳エチケットの勧め等の感染予防対策について、普段からホームページに随時掲載する。これらの情報は、職員にも周知することにより、予防の普及啓発に努める。

③ 職員の健康状態の確認

各担当の職員及び家族等、個人個人に自身の健康状況の把握が求められる。

また、状況によって公共交通機関を利用する職員の通勤手段の変更や時差通勤、勤務時間の変更等も検討する。

④ ワクチンの接種に関する情報

ワクチン接種の選択は、個人の意思が尊重されることを理解した上で、ワクチン接種が感染予防の大きな手段であることから、職員へ情報提供を行う。また、ワクチン接種の時間確保やワクチン接種による副反応による休暇等、接種者に対する配慮を心掛ける。

2. 業務継続計画の作成

地方衛生研究所全体の平時の業務について、以下に沿って、優先的に取り組むべき業務等を整理し、継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で事業継続計画（BCP）を作成する。

1) 地方衛生研究所が受ける影響の想定

どの程度の被害を想定して作成されたものなのか客観的事項明らかにし、所内で認識を一致させることが重要である。

病原性や感染力等を事前に予測することは困難であるが、被害の状況や事態の進行

に応じて柔軟に対応できる体制とする必要がある。

① 職員への影響やその他要因の予想

濃厚接触者に該当することによる欠勤や家族のケア等により人員が不足する可能性があることを事前に想定しておく。

② 感染症業務に従事する職員等の想定

業務内容の整理、業務量、業務人数を推定し、感染症業務に従事する人員を決定する。

③ 感染症以外業務の想定

感染症以外の業務が受ける制限について想定し、優先して縮小すべき業務を検討しておく。

なお、業務の優先順位、過重労働・メンタルヘルス対応についても考慮する必要がある。

2) 地方衛生研究所の平時の業務を円滑に実施するための方策の検討

① 平時の業務の優先度区分

平時の業務についても「継続業務」、「縮小業務」及び「休止・中断業務」を関係機関と調整して決定する。

② 業務量の推計

平時における各業務名、業務内容と業務量をまとめておく。

③ 職員の欠勤に係る対処方策の検討

長期の対応では対応職員が感染することによる欠勤も起こり得るため、応援職員による補充等を行い、継続的に業務ができるよう事前に計画をする。

3. 業務継続計画の周知・徹底

1) 業務継続計画の周知・徹底

作成した業務継続計画（BCP）について、所内で十分に周知し、有事の際に徹底する。関係機関にも周知する。

2) 関係機関との連絡調整

各担当が行っている業務、特に「縮小業務」及び「中断・休止業務」に分類された業務について連絡窓口を1本化して関係機関との連絡調整を行い、周知する。

V. 感染症危機発生後の対応

1. 事後評価に関する事項

感染症危機対応後については、一連の対応を振り返り、課題の抽出、改善が必要な事項等を整理し、健康危機対処計画の見直しを行う。また、危機が発生していない場合でも定期的実践型訓練等を実施し、必要に応じて見直しを行う。

以 上

参考：発生段階に応じた対応

発生段階に応じた対応(地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン)

		国内外で新たな感染症等が発生	流行初期（発生の公表から1ヶ月間）	流行初期以降	感染が収まった時期
対応	本部	情報の把握に努め、有事体制の切替えに備える	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁の専門家会議、対策本部会議へ参加 ・所内の対策本部会議を開催 ・有事体制へ切替 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁の専門家会議、対策本部会議へ継続参加 ・所内の対策本部会議を継続開催 	<p>情報収集の継続により、感染の再拡大、変異株の出現、若しくは新たな感染症の発生の早期探知に努める。</p> <p>次の感染流行に備えるため、これまでの対策の評価を行うとともに、試薬、試料の調達等の準備を行う。また、縮小した業務等について再開する。</p>
	関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ・本庁や保健所、医師会等の関係機関との連絡、情報共有を密にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁や保健所、医師会等の関係機関との連絡、情報共有を密にする 	
	検査		<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制構築 ・国立感染症研究所からプライマー、試薬等を受け入れ、検査実施 ・物品等備蓄状況の管理、不足が無いよう適切に対応 ・検査結果を速やかに依頼のあった本庁、保健所へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の継続実施とともに本庁と調整の上、民間検査機関等への委託実施 ・物品等備蓄状況の管理、調達先と密な連絡 ・ゲノム解析及び必要に応じて変異株スクリーニングを実施 	
	情報		<ul style="list-style-type: none"> ・随時HPで情報を公開 ・関係機関へのタイムリーな情報提供 ・その他、検査体制の変更等があった場合、速やかに関係者へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・随時HPで情報を公開 ・関係機関へのタイムリーな情報提供 ・その他、検査体制の変更等があった場合、速やかに関係者へ連絡 	
業務継続計画（BCP）			<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に沿った取組の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続に沿った取組の実施 ・縮小する業務等について関係者へ周知 ・本庁や保健所と相互の業務確認 	